

令和8年度 就学援助制度のお知らせ

大東市教育委員会

大東市では、お子様を小・中学校に就学させるのに、経済的な理由でお困りの保護者に対して、就学に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。（※就学援助の認定を受けても、学校徴収金の支払いは必要です）

※毎年、申請が必要です。前年度、就学援助の認定を受けていた方や、入学前に小学校入学準備金を受給された方も、就学援助を希望される場合は、あらためて申請が必要です。

1. 援助の対象となる方

大東市立小・中学校または大阪府立中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、次の項目①～④のいずれかに該当する方です。

- ①申請日時点で、生活保護を受けている方（原則、生活保護受給中は就学援助の申請は不要ですが、令和8年4月1日から申請日までに生活保護を受給していない期間がある場合は、就学援助の申請が必要です。）
- ②本年度または前年度、生活保護法に基づく保護の停止または廃止を受けた方（家計の主宰者に限る）
- ③申請日時点で、児童扶養手当法第4条に基づく、児童扶養手当の支給を受けている方（家計の主宰者に限る）
- ④令和7年中（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の世帯全員の所得の合計が、下記の「令和8年度認定基準額」以下の世帯

2. 令和8年度認定基準額

世帯員	認定基準額（所得金額）	※給与収入者は給与所得控除後の金額
2人	2,262,000円以下	★世帯員のうち、給与収入者がいる場合は、給与収入者の人数に応じて、1人あたり10万円を左記の金額に加算。 ※給与所得控除後の金額が10万円に満たない方については、給与所得控除後の金額に相当する金額を加算
3人	2,499,000円以下	
4人	2,928,000円以下	
5人	3,312,000円以下	
6人	3,812,000円以下	
7人	4,222,000円以下	
8人	4,646,000円以下	
9人	5,070,000円以下	
10人	5,493,000円以下	
11人	5,917,000円以下	

※特別な事情（長期療養、災害、失業（会社都合による）、高額な医療費の支出等）がある方は、別途ご相談・審査いたします。なお、前年に高額な医療費の支出がある場合、医療費控除に係る確定申告が必要です。申告がない場合は考慮できません。（特別事情について申請書に記載がない事項は考慮できません。）

※令和8年度において、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を交付されている場合は、手帳が交付されている人数に75万円乗じた額を世帯所得から差し引いて審査します。

3. 所得の申告について

・令和8年1月2日以降に大東市に転入された方は、令和8年度課税証明書や令和8年度住民税決定通知書等の所得金額が証明される書類を必ず提出してください。（同一世帯に収入のある方、全員の証明が必要です。）

・前年の所得の有無にかかわらず、必ず所得の申告または住民税の申告を済ませておいてください。

4. 申請受付期間および申請方法

当初申請期間：令和8年5月18日（月）～5月29日（金）



※どの申請方法でも5月29日（金）までの申請で、認定となった場合は4月分から支給対象となります。
 ※上記の期間以降、3月の修了式の日（申請の最終期限）、までの申請は、申請した月を認定月とし、4月には遡りません。

※複数のお子さまが大東市立の学校に在学している場合、1世帯1枚（1回）の申請で構いません。

＜窓口での手続き＞

申請日時	令和8年5月18日（月）～5月29日（金）＜土・日・祝は除く＞ 時間：午前9時～午後5時30分 ※特別な受付日として下記を設けておりますので、ご利用ください。 夜間延長受付日：5月18日（月）、27日（水）は午前9時～午後8時まで
申請場所	大東市立市民会館5階 研修・会議室
持ち物	①受給申請書（保護者様が直接ご申請ください。） ②預貯金通帳、キャッシュカード等口座の確認ができるもの（※保護者名義に限る） ③児童扶養手当証書（該当者のみ）※児童手当ではありません。 ④身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（該当者のみ）
備考	学校経由の申請は必ず5月28日（木）（平日のみ受付）までに学校に提出してください。

＜電子申請での手続き＞

申請期間	令和8年5月18日（月）～5月29日（金）
申請方法	下記QRコードから必要事項を入力。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">大東市電子申請システム</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">利用者登録の方法</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;">   </div>
備考	・電子申請を利用するには、事前に利用者登録が必要です。（過去に電子申請を使用したことがある場合、利用者登録は不要です。） ・5月30日以降は紙の申請書のみ受付となります。 ・メールでの申請は受付しておりません。

＜郵送での手続き＞

申請期間	令和8年5月18日（月）～5月29日（金） ※5月29日（金）消印有効
申請方法	受給申請書（ホームページからダウンロード可）に必要事項をご記入いただき、下記を添付して郵送。
宛先	〒574-0076 大東市曙町4番6号 大東市教育委員会学校管理課（就学援助担当）
添付書類	①預貯金通帳、キャッシュカード等口座の確認ができるもの（※保護者名義に限る） ②児童扶養手当証書（該当者のみ）※児童手当ではありません。 ③身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（該当者のみ）
備考	郵送の遅延や不着等の責任は負えません。必ず簡易書留や特定記録郵便等、郵送の記録が残る郵便で送付してください。

裏面に続きます。

5. 令和8年度就学援助費支給予定額（表中の支給額は予定額です。）

◇小学校

費目	学年	金額		備考	
新入学学用品費	1年生	64,300円		小学1年生の入学式時点で受給認定を受けている場合に1学期分と合算で支給予定 ※5月30日以降の申請には支給できません。 ※入学前に小学校入学準備金を受給した方は支給できません。	
中学校入学準備金	6年生	81,000円		小学6年生の3月1日時点で受給認定を受けている場合に3学期分と合算で支給予定	
学用品費	1年生	年間 11,630円	1学期分	3,950円	認定月により支給額が変わります。
			2学期分	4,800円	
			3学期分	2,880円	
	2～6年生	年間 13,900円	1学期分	4,700円	
			2学期分	5,750円	
			3学期分	3,450円	
オンライン学習 通信費	全学年	年間 15,000円	1学期分	5,000円	
			2学期分	6,250円	
			3学期分	3,750円	
校外活動費 (泊なし)	全学年	実費支給（年間1,600円以内）		実費とは実際にかかった費用をいいます。 認定日以降が対象です。 実施学期ごとに支給します。	
校外活動費 (泊あり、林間臨海 スキー等)	5・6年生	実費支給（対象経費のみ）			
修学旅行費	6年生	実費支給（対象経費のみ）			

◇中学校

費目	学年	金額		備考	
新入学学用品費	1年生	81,000円		中学1年生の入学式時点で受給認定を受けている場合に1学期分と合算で支給予定 ※5月30日以降の申請には支給できません。 ※小学校6年生で中学校入学準備金を受給した方は支給できません。	
学用品費	1年生	年間 22,730円	1学期分	7,610円	認定月により支給額が変わります。
			2学期分	9,450円	
			3学期分	5,670円	
	2～3年生	年間 25,000円	1学期分	8,360円	
			2学期分	10,400円	
			3学期分	6,240円	
オンライン学習 通信費	全学年	年間 15,000円	1学期分	5,000円	
			2学期分	6,250円	
			3学期分	3,750円	
校外活動費 (泊なし)	全学年	実費支給（年間2,310円以内）		実費とは実際にかかった費用をいいます。 認定日以降が対象です。 実施学期ごとに支給します。 ※2年生で修学旅行実施の学校が一部あります。	
校外活動費 (泊あり、林間臨海 スキー等)	1・2年生	実費支給（対象経費のみ）			
修学旅行費	2・3年生	実費支給（対象経費のみ）			

6. 認定および支給について

- ・申請書の内容を審査し、7月下旬頃に保護者宛に郵送で結果を通知します。(認定に際し、必要に応じて、学校長や民生委員の所見を求めることがあります。)
- ・支給時期は、1学期分(4月～7月)は9月末、2学期分(8月～12月)は1月末、3学期分(1月～3月)は3月末の支給予定です。
- ・就学援助の申請後、振込口座を変更または廃止等された場合は必ず届出してください。届出がない場合、振込ができませんのでご注意ください。
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金(460円)は10月下旬に返金予定です。(ただし、5月1日時点の認定者に限ります。)
- ・学校給食費については無償化のため、就学援助費からの支給はありません。
- ・他市町村または教育扶助の入学準備金を受給された場合は、新入学学用品費、中学校入学準備金は支給対象外です。

7. その他の注意事項

- ・学校徴収金の支払いにて、不足が生じる場合や支払いが困難な場合は、学校にご相談ください。学校徴収金の未納・滞納が生じた場合は、学校からの報告に基づき、振込方法を間接支給(学校長を通じて保護者に支給する方法)に変更いたします。
- ・教育委員会での申請が困難な場合は、学校経由での申請も受けけますので、学校にご相談ください。ただし、
- ・年度途中で転出等により大東市立の学校または大阪府立中学校以外に通われる場合、通われていた学校の転出日をもって就学援助の受給資格は廃止となり、在学期間中の金額しか支給しません。新しい学校での就学援助の受給を希望される場合は、転出先の市町村等で受給申請をしてください。
- ・認否決定に伴う所得額確認のため、担当職員が本市課税台帳を閲覧させていただきます。また、住民情報確認のため、本市住民基本台帳を閲覧させていただきます。
- ・所得の申告や書類の提出が遅れた場合、就学援助費を予定日に振り込むことができない場合や、否認定となることもありますので、ご注意ください。

8. 医療券について

就学援助受給認定者の児童・生徒が次の疾病になった場合、下記の2つの要件をどちらも満たす方が、医療費援助を受けられます。(※医療費の援助を受けるためには「医療券」が必要です。)

- ①就学援助制度で要保護・準要保護として認定された児童・生徒であること。
- ②次の疾病(学校病)のいずれかに該当すること。
 - 眼科・・・トラコーマ、結膜炎(アレルギー性結膜炎は対象外)
 - 耳鼻咽喉科・・・慢性副鼻腔炎(急性副鼻腔炎・アレルギー性副鼻腔炎は対象外)
中耳炎、アデノイド
 - 皮膚科・・・白せん、疥せん、のうかしん
 - 歯科・・・う歯(虫歯)
 - その他・・・寄生虫病

※病院等に行く前に教育委員会学校管理課で医療券の発行を受けてから、健康保険証と共に、病院等に提出して受診してください。(子ども医療証の提示は不要です。)また就学援助の認否判定前(4月～8月)でも医療券の発行は可能です。ただし、就学援助を申請しなかった場合、または審査結果が否認定だった場合は、医療費を返還していただきます。

【問い合わせ先】

大東市教育委員会 教育総務部 学校管理課
電話：072-870-9642(直通)

大東市ホームページ

